

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

人事委員会

○人事委員会規則一・二(用語の定義)の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則七・〇(給料等の支給)の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・一(寒冷地手当)の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・十四(期末手当)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則	五
○人事委員会規則七・二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則	七
○人事委員会規則七・三十一(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則	七
○人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	七
○人事委員会規則七・三十六(産業教育手当)の一部を改正する規則	九
○人事委員会規則七・三十八(通勤手当)の一部を改正する規則	九
○人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則	九
○人事委員会規則七・四十(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則	九
○人事委員会規則七・四十四(農林漁業普及指導手当)の一部を改正する規則	九
○人事委員会規則七・六十二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則	一〇
○人事委員会規則七・百二十一(期末特別手当)の一部を改正する規則	一一
○人事委員会規則七・百三十四(給料の切替えに伴う経過措置)の一部を改正する規則	一一

ページ

改正する規則

○人事委員会規則八・五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則八・六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則八・七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則八・八(職員の自己啓発等休業に関する規則)	二
○人事委員会規則十一・一・九(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則	四
○人事委員会規則十二・一(公益法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則	四
○人事委員会の権限(特殊勤務手当)の一部委任の一部を改正する告示	四
○人事委員会の権限(給料の調整額)の一部委任の一部を改正する告示	五
○人事委員会の権限(職員の育児休業等に関する規則)の一部委任の一部を改正する告示	五

人事委員会

人事委員会規則一・二(用語の定義)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則一・二・七

人事委員会規則一・二(用語の定義)の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則一・二(用語の定義)の一部を次のように改正する。

本則中第十七号を第十八号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七、「自己啓発等休業条例」とは、「職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年宮城県条例第八十九号)」をいう。

附 則
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・〇・十三

人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第五条第二項中「派遣され」の下に「、自己啓発等休業をし」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・一・二十九

人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・一（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている職員
別表中「仙台市泉区福岡字岳山九の六」が岳自然の家

を削り、

「 気仙沼市物倉山六
登米市津山町横山字本町九一
気仙沼市立水梨小学校
登米市立横山小学校
を

「 気仙沼市物倉山六
登米市迫町新田字山居三七の
登米市立新田小学校
登米市津山町横山字本町九一
登米市立横山小学校
に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・二・五十

人事委員会規則七・二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）に基づき、人事委員会規則七・二（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「地方振興事務所農業振興部」の下に「及び地方振興事務所地域事務所農業振興部」を加え、同条に次の一項を加える。

3 条例第六条第一項第五号の規則で定める機関は、食肉衛生検査所とする。

第九条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十一条に次の一項を加える。

4 条例第十三条第一項第四号の規則で定める機関は、保健環境センター又は原子力センターとする。
第十六条第一項中「設備室」を「設備課」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 条例第十八条第一項第一号イの規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 地表又は水面から完成時の工作物等までの高さが十メートル以上の現場

二 建築物又は構築物上の墜落の危険が特に著しい現場

三 山、谷又は崖等の四十度以上の斜面上で命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が特に著しい現場

現場

4 条例第十八条第一項第一号ニの規則で定めるものは、深礎工法による深礎杭の建設又は集水井工法による集水井の建設のために地下十メートル以上掘削されたたて坑の坑内の現場とする。

第十六条第五項から第九項までを削り、同条第十項中「第十八条第一項第一号ヲ」を「第十八条第一項第一号ホ」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第十一項を第六項とし、同条第十二項中「第十八条第一項第二号イ」を「第十八条第一項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十三項中「第十八条第一項第三号イ及びロ」を「第十八条第一項第三号」に改め、同項を第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 条例第十八条第一項第三号のダムの水面からの高さ十メートル以上の場所で墜落の危険性が特に著しいものうち規則で定めるものは、ダムのゲートとする。

10 条例第十八条第一項第三号のダムの水面からの高さ十メートル以上の構造物で墜落の危険性が特に著しいものうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 ダムの小型船舶の発着場
- 二 ダムの取水塔

第十七条第一項中「、水産試験場又は栽培漁業センター」を「又は水産技術総合センター（内水面水産試験場及び水産加工開発部に所属する職員を除く。）」に改める。

第十九条第一項中「第五十七条の四」を「第八十七条第一項」に、「第五十四条の三」を「第七十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十四・二十

人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十四（期末手当）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている職員

第五条第二項第五号中「第一条第一項第三号から第五号」を「第一条第一項第四号から第六号」に改め、「全期間」の下に「、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている職員とし

て在職した期間」を加え、同項を同項第六号とし、同項中第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「第一条第一項第三号から第五号」を「第一条第一項第四号から第六号」に改め、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 第一条第一項第一号に掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の期間

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十五・二十一

人事委員会規則七・十五（勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている職員

第五条第二項第一号中「第一条第一項第二号から第四号」を「第一条第一項第一号及び第三号から第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十六・三十一

人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一宮城大学の項中

- (1) 大学院研究科の授業を常時担当する教授、准教授、講師
- (2) 及び助教、大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する学定知事、人事委員会と協議して定めるもの

を

大学院研究科の授業を常時担当する教授、准教授、講師及び助教

に改め、同表保健環境センターの項中

- (1) 病理細菌技術者（助手を含む。）
- (2) 食品、大気、水質等の検査及び分析に従事する職員

を
病理細菌技術者（助手を含む。）

に改め、同表原子力センターの項中

- | | |
|-------------------------------------|---|
| (1) 環境放射能等の監視測定、測定方法に係る調査研究等に従事する職員 | 三 |
| (2) 所長 | 一 |

を

環境放射能等の監視測定、測定方法に係る調査研究等に従事する職員

に改め、同表食肉衛生検査所の項中

- (1) と畜検査員（給与条例第九條の規定により管理職手当の支給を受ける職員（以下この項において「管理職手当の支給を受ける職員」という。）を除く。）
- (2) と畜検査員（次長であつて管理職手当の支給を受ける職員に限る。）
- (3) と畜検査員（(1)及び(2)に掲げる職員以外の職員に限る。）

を
と畜検査員（給与条例第九條の規定により管理職手当の支給を受ける職員を除く。）

に改め、同表保健福祉事務所の項を削り、同表中央地域子どもセンターの項中

中央地域子どもセン

を

中央児童相談所

に改め、同表拓桃医療療育センターの項中

- | | |
|--|---|
| (1) 医師 | 三 |
| (2) 理学療法技術職員、作業療法技術職員、言語聴覚士及びマツサイジ師 | 三 |
| (3) 児童指導員及び保育士 | 三 |
| (4) 診療放射線技術者 | 三 |
| (5) 看護師及び准看護師（看護部長を除く。） | 二 |
| (6) 病理細菌技術者（助手を含む。） | 二 |
| (7) ケースワーカー（保健師を除く。） | 二 |
| (8) (1)から(7)までに掲げる職員以外の職員（人事委員会が定める職員に限る。） | 一 |

を

- | | |
|--|---|
| (1) 医師 | 三 |
| (2) 診療放射線技術者 | 三 |
| (3) 理学療法技術職員、作業療法技術職員、言語聴覚士及びマツサイジ師 | 三 |
| (4) 児童指導員及び保育士 | 三 |
| (5) 看護師及び准看護師（病棟勤務を命ぜられた者に限る。） | 二 |
| (6) 病理細菌技術者（助手を含む。） | 二 |
| (7) ケースワーカー（保健師、看護師及び准看護師を除く。） | 二 |
| (8) 看護師及び准看護師（(5)に掲げる者、看護部長及び看護部において主として職員の教育を担当する副部長を除く。） | 一 |
| (9) ケースワーカー（(7)に掲げる者を除く。） | 一 |
| (10) 栄養士 | 一 |

に改め、同表下水道事務所の項を削り、同表県立の中学校並びに市町村立の小学校及び中学校の項中「第七十五条」を「第八十一条」に、「第七十三条の二十一」を「第四百四十条」に改める。

別表第二の表中「6,200円」を「6,300円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規則七・十六（以下「改正後の規則」という。）第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間において、当該各号の区分に応じ附則別表第一又は附則別表第二の勤務箇所に掲げる勤務箇所に勤務するこれらの表の職員欄に掲げる職員の職を占める者（この規則の施行の日以後に新たに職員となった者（給与条例第一条に規定する企業職員であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となった者を除く。）を除く。）にあつては、当該職を同条に規定する給料の調整を行う職とみなして、当該職を占める者に対し、改正後の規則第二条に規定する調整基本額に当該各号の区分に応じその者に係る附則別表第一又は附則別表第二の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（短時間勤務職員にあつてはその額に職員勤務時間条例第二条第三項及び第四項又は学校職員勤務時間条例第三条第三項及び第四項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第一条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に職員勤務時間条例第二条第二項

又は学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。(を給料の調整額(規則七・十六・二十八附則第二項の規定により支給される給料の調整額を含む。))として支給する。

- 一 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 附則別表第一
- 二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 附則別表第二

附則別表第一

勤務箇所	職 員	調整数
原子力センター	環境放射能等の監視測定、測定方法に係る調査研究等に従事する職員	二
食肉衛生検査所	と畜検査員(次長であつて給与条例第九条の規定により管理職手当の支給を受ける職員に限る。)	一
保健福祉事務所(地域事務所を含む)	診療放射線技術者(助手を含む。)	二
拓桃医療療育センター	看護師及び准看護師(看護部において主として職員の教育を担当する副部長に限る。)	一

附則別表第二

勤務箇所	職 員	調整数
保健福祉事務所(地域事務所を含む)	診療放射線技術者(助手を含む。)	一

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十八・三十九

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則
 人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。
 別表第一知事の項中

公務研修所		
所	副所	教務部
長	長	長
一種	四種	五種

を

公務研修所	
所	副所
長	長
一種	四種

に

保健環境センター		
所	副所	事務局
長	長	長
三種	四種	五種

を

保健環境センター		
所	副所	副部
長	長	長
三種	四種	五種

に

保健福祉事務所(仙台除く)		
所	副所	技術副所
長	長	長
三種	四種	五種

を

保健福祉事務所(仙台除く)		
所	副所	地域事務所
長	長	長
三種	四種	五種

に、「地域子どもセンター」を「児

9	發	三	繼	95,700円
---	---	---	---	---------

を

9	發	三	繼	95,700円
		四	繼	86,100円

に改める。

別表第三口の表中

9	發	三	繼	83,800円
---	---	---	---	---------

を

9	發	三	繼	83,800円
		四	繼	75,700円

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行し、改正後の人事委員会規則七・十八（管理職手当）別表第一県警察の項、別表第二口の表及び別表第三口の表の規定は、平成二十年三月二十六日から適用する。

人事委員会規則七・二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会
委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・二十一・八

人事委員会規則七・二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）に基づき、人事委員会規則七・二十（退職手当の支給）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一号中、「又は」を「若しくは」に改め、「事由により現実に職務に従事することを要しない期間」の下に「又は法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（自己啓発等休業条例第十一条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条第四項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十一（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・三十一・十七

人事委員会規則七・三十一（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十一（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第五条第七号中、「林業試験場」を「森林技術総合センター」に改め、同条第八号中、「水産研究開発センター」を「水産技術総合センター」に改め、同条第九号から第十二号までを削り、第十三号を第九号とし、第十四号から第十七号までを四号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・三十三・四十七

人事委員会規則七・三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

30	29
31	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	33
36	34
	35

別表第七イの表中

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

33
34
34
34
35
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

に改め、別表第七ロの表中

36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52

を

36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
51

に改め、別表第七イの表中

35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
48
49
49
50
50
51
51
52

を

33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51

に改め、別表第七ロの表中

42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46
46
47
47

を

に改め、

30
31
32
33
33
34
34
35

に改め、

29
30
30
31
31
32
32
33

に改め、

41
42
42
42
43
43
43
44
44

に改め、

44

44
45
45
46
46

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十六（産業教育手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・三十六・七

人事委員会規則七・三十六（産業教育手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十六（産業教育手当）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の十」を「百分の六」に改め、同条ただし書中「百分の六」を「百分の三」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十八（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・三十八・十六

人事委員会規則七・三十八（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十八（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項第三号及び第十五条の四第二項中「許可を受け」の下に、「、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし」を、「大学院修学休業をし」の下に、「、育児休業法第二十条第

一項の規定により育児休業をし」を加え、「、育児休業法第二十条第一項の規定により育児休業をし」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・三十九・二十四

人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十九（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

別表二級の項中 同 相川中学校 八同 北上町十三浜字崎山一 を削り、同表一級

の項中 登米市立嵯峨立小学校 五〇 登米市東和町錦織字岩の沢一 及び

大郷町立大松沢中学校 黒川郡大郷町大松沢字馬場崎 を削り、同表準へき地学校の項中

登米市立鱒淵小学校 登米市東和町米川字寺内三一 を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・四十（定時制通信教育手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・四十・七

人事委員会規則七・四十四(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・四十四(定時制通信教育手当)の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の十」を、「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 給与条例第二十一条の六第一項に規定する教員(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭を除く。)(のうち、定時制教育に従事する職員であつて、月の一日から末日までの間において、学校職員勤務時間条例の規定により割り振られた正規の勤務時間の一部が午後九時以降に割り振られた日数が、その月における勤務すべき日数の二分の一を超えるもの及び通信教育に従事する職員 百分の六
- 二 給与条例第二十一条の六第一項に規定する校長及び教員のうち、夜間において授業を行う定時制の課程(この号において「夜間課程」という。)(又は通信制の課程を置く高等学校の校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。))及び夜間課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭の職を占める職員 百分の四
- 三 給与条例第二十一条の六第一項に規定する校長及び教員のうち、前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日において、改正前の規則七・四十四第二項の規定による定時制通信教育手当の支給を受けていた職員(管理職手当の支給を受ける校長及び教頭であつたものを除く。)(で、改正後の規則七・四十四第二項第三号に掲げる職員(管理職手当の支給を受ける校長及び教頭であるものを除く。))として平成二十一年三月三十一日までの間において在職する場合における当該職員の定時制通信教育手当の月額を、同号の規定にかかわらず、給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第四十六号)附則第九項、第十項又は第十一項の規定による給料との合計額に百分の六を乗じて得た額とする。

人事委員会規則七・四十四(農林漁業普及指導手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・四十四・十九

人事委員会規則七・四十四(農林漁業普及指導手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・四十四(農林漁業普及指導手当)の一部を次のように改正する。

- 第二条第一号中「普及指導員」の下に「(給与条例第九条の規定により管理職手当の支給を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第一号中「林業普及指導員」の下に「(給与条例第九条の規定により管理職手当の支給を受ける職員を除く。)」を加える。
- 第四条の見出しを「(支給割合)」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」を、「百分の八」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・六十二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

人事委員会規則七・六十二・二十七

人事委員会規則七・六十二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・六十二(特勤勤務手当等)の一部を次のように改正する。

別表四級地の項中

栗原地方振興事務所
一 桧山県有林出張所
栗原市花山字草木沢角間一〇の七

を削り、

内水面水産試験場

を
水産技術総合センタ
内水面水産試験場

に改め、同表二級地の項中

栗原地方振興事務所
栗駒ダム管理事務所

を
北部地方振興事務所
栗原地域事務所
栗駒ダム管理事務所

に、

栽培漁業センター

を
水産技術総合センタ
養殖生産部

に改め、

「 泉が岳自然の家 ــــــــ 仙台市泉区福岡字岳山九の六 ــــــــ 」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・百二十一（期末特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・百二十一・八

人事委員会規則七・百二十一（期末特別手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・百二十一（期末特別手当）の一部を次のように改正する。

第一条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている職員

第四条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「第一条第三号及び第四号」を、「第一条第四号及び第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第一条第一号に掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の期間

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・百三十四・二

人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委

員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第八条」の下に「又は自己啓発等休業条例第十条」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・五・二十一

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三条中第四項を第五項とし、同条第三項中「期間」の下に「（第二項の規定により期間について別段の定めをした場合にあつては当該別段の定めに関する期間）」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、勤務の性質により、前項の規定によると、公務の能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合は、人事委員会の承認を得て、前項に規定する期間について別段の定めをすることができる。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・六・二十一

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。
 第三条第二項中、「前項で」を「前項に」に改め、同条第四項中、「第二項」の下に、「の規定」を加え、「期間についての」を「期間について」に改め、「当該」の下に、「別段の定め」に規定する」を加える。
 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則八・七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・七・七

人事委員会規則八・七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年宮城県条例第十二号）に基づき、人事委員会規則八・七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「勤務」を「育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務」に改め、同条第一号ト中「へ」を「ト」に改め、同号中トを子とし、イからへまでを口からトまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 法第二十六条の五第一項の規定により自己啓発等休業をしていた期間

第三条第二号中「へ」を「ト」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則八・八（職員の自己啓発等休業に関する規則）をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・八

職員の自己啓発等休業に関する規則

人事委員会は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年宮城県条例第八十九号）に基づき、この規則を制定する。

（趣旨）

第一条 この規則は、自己啓発等休業条例に基づき、職員の自己啓発等休業に関する事項について定めるものとする。

（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）

第二条 自己啓発等休業条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院の課程（同法第四百四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であつて、その修業年限が二年を超え、三年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

（奉仕活動）

第三条 自己啓発等休業条例第五条第二号に規定する人事委員会が定める奉仕活動は、任命権者の申請に基づき、人事委員会が承認する奉仕活動とする。

（退職手当の取扱い）

第四条 自己啓発等休業条例第十一条第二項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）（以下「退職手当条例」といふ。）第七条第四項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 自己啓発等休業の期間中の法第二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によつて当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（自己啓発等休業条例第七条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合には、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、任命権者が人事委員会の承認を受けたこと。
- 二 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
- 三 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第七条第五項及び第六項並びに第七条の四第一項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むものとされる期間を含む。）が五年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 通勤（退職手当条例第四条第二項に規定する通勤（他の法令等の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいふ。以下同じ。）による負傷若しくは病気（以下「傷病」といふ。）若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第五条第一項に規定する公務上の傷病若しくは死亡（他の法令等の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合

により退職した場合

口 法第二十八条の二第一項の規定により退職した場合（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合

八 退職手当条例第七条の四第四項若しくは第五項、第八条第三項若しくは第十三条又は公益法人等派遣条例第十八条第三項の規定に該当して退職した場合

2 前項第三号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 法第二十八条第二項の規定による退職の期間（通勤による傷病若しくは退職手当条例第五条第一項に規定する公務上の傷病（他の法令等の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により法第二十八条第一項第一号に掲げる事由に該当し、又は職員の分限に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第五十一号）第一条に規定する事由に該当して退職にされた場合における当該退職の期間を除く。）

二 法第二十九条の規定による停職の期間

三 法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書の規定により組合の業務に専ら従事した期間

四 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業をした期間

五 自己啓発等休業をした期間

六 第一号から前号までの期間に準ずる期間

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一・一・九（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十一・一・三十三

人事委員会規則十一・一・九（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・一・九（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第二保健環境センターの項中、「事務局長 事務局次長（総括担当）」を「企画総務部長 企画

総務部次長（総括担当）」に改め、同表保健福祉事務所の項中

所長 副所長 部長 支所長 副支所長

を

所長 地域事務所所長 副所長 地域事務所副所長 部長 地域事務所部長 支所長

に改め、同表地域子どもセンターの項中「地域子

どもセンター」を「児童相談所」に改め、同表札幌事務所の項を削り、同表地方振興事務所の項中

所長 副所長 部長 支所長

を

所長 地域事務所所長 副所長 地域事務所副所長 部長 地域事務所部長 支所長

に改め、同表中

林業試験場 場長

を

林業技術総合センター 所長

に改め、同表中

水産研究開発センター 所長

を

水産技術総合センター 所長 場長

に改め、同表水産試験場の項か

ら栽培漁業センターの項までを削り、同表土木事務所の項中「所長」を「所長 地域事務所所長」に改め、同表港湾事務所の項中「所長」の下に「支所長」を加え、同表教育事務所の項中

所長 副参事及び次長（職員の人事を担当する職に限る。）

を

所長 地域事務所所長 副参事、地域事務所副参事、次長及び地域事務所次長（職員の人事を担当する職に限る。）

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十一・二・四十五

人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一蔵王町の項中「課長」の下に、「会計管理者」を加え、同表七ヶ浜町の項中「室長」の下に、「所長」を加え、同表女川町の項中

クリーンセンター	所長
温泉温浴施設	館長
地域福祉センター	所長

を

クリーンセンター	所長
地域福祉センター	所長

に改める。

別表第二石巻地区広域行政事務組合の項中「総務課長補佐」を「総務企画課長補佐」に、

「衛生センター管理事務所」

を

「清掃施設管理事務所」

に、「総務課長」を「教育課長」に改め、

仙南地域広域行政事務組合の項中

教育委員会	教育長	教育次長
-------	-----	------

を

教育委員会	教育長	教育次長
仙南芸術文化センター	所長	

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則十二・一（公益法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十二・一・八

人事委員会規則十二・一（公益法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則
人事委員会は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号）に基づき、人事委員会規則十二・一（公益法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一社団法人みやぎ原種苗センターの項を次のように改める。

社団法人宮城県林業公社	仙台市
-------------	-----

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第七号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十三年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（特殊勤務手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 二の(四)中「第十項」を「第五項」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十年四月一日

○人事委員会告示第八号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和六十一年人事委員会告示第三号（人事委員会の権限（給料の調整額）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 二の(二)を削り、(三)を(二)とし、(四)から(六)までを一ずつ繰り上げる。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十年四月一日

○人事委員会告示第九号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十四年人事委員会告示第四号（人事委員会の権限（職員の育児休業等に関する規則）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 二の(一)中「第一号へ②」を「第一号ト②」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十年四月一日